

# 私立学校のための 融資ガイド



校舎・園舎の  
建築に限らず  
幅広いニーズに対応し、  
学校法人が利用しやすい  
私学事業団の  
融資です。

# 融資のご利用にあたって

日本私立学校振興・共済事業団の融資は、長期、低利・固定金利で、私立学校の経営にとって安定的な資金として、活用されています。

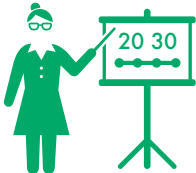



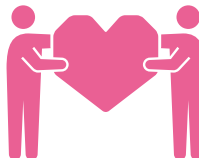

これまでに学校法人等にご利用いただいた資金は、総額約3兆4,799億円(令和6年度末現在)となりました。

この融資制度は、国の財政融資資金や私学共済の年金積立金を原資とする公的制度で、下記の特長があります。また、事業団融資をご利用いただいた皆さま方からお支払いされた利息は、事業団の運営費に充てられるほか、一般財団法人私学研修福祉会の研修事業の財源に充てられます。

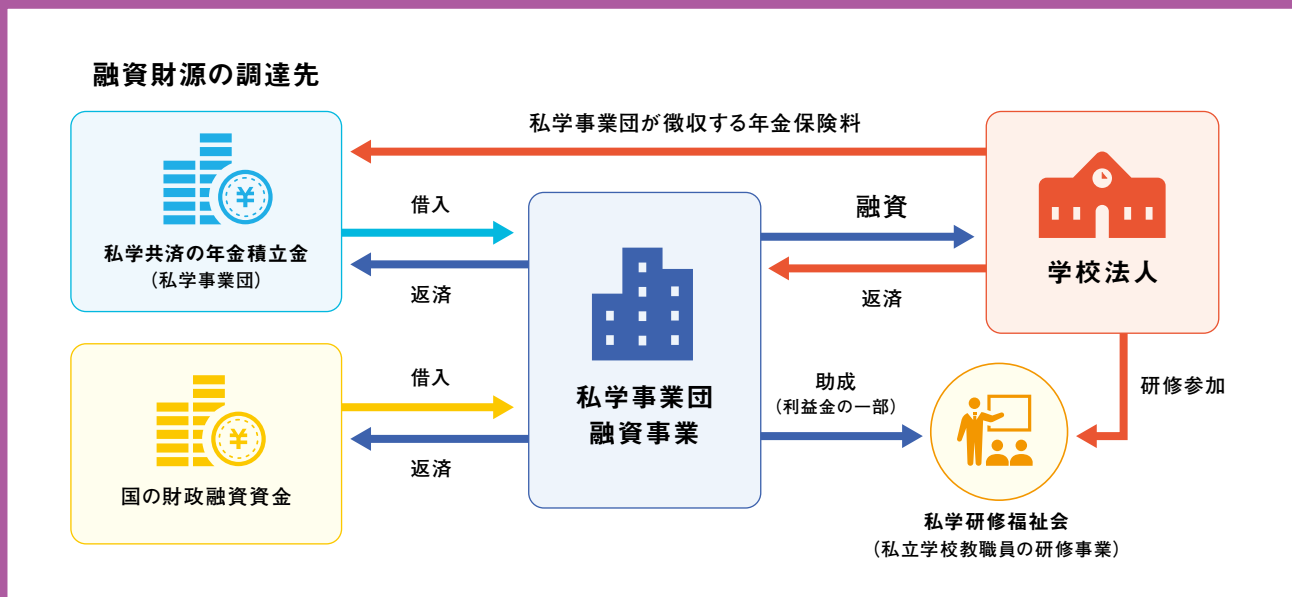
事業団融資のご利用をお待ち申し上げます。

日本私立学校振興・共済事業団 融資部

## ■ 私学事業団融資の特長

 <p>長期、低利・固定金利</p>	 <p>利息負担が少ない 元金均等返済</p>	 <p>校舎・園舎はもちろん 機器備品・園バスにも対応</p>
 <p>財源は国の財政融資資金 私学共済の年金積立金</p>	 <p>返済完了までの フォロー体制</p>	 <p>利益金の一部を 私学のために還元</p>

## ■ 私学事業団融資資金の流れの一例



# 目次

融資のご利用にあたって	2
融資のポイント・担当窓口	4
<b>融資の対象</b>	<b>5</b>
1 ご利用いただける法人	
2 融資ご利用上の留意点	
3 融資の対象となる学校と事業	
4 融資の対象となる事業	
5 融資の対象となる専修学校の学科及び各種学校の課程	
<b>融資の内容</b>	<b>11</b>
1 ご契約と金利	
2 ご返済方法	
3 ご返済期間と据置期間(利息のみの支払期間)	
4 担保物件と連帯保証人	
5 融資の上限額	
<b>令和8年度の耐震化事業等利子助成</b> (私立学校施設高度化推進事業費補助金)	<b>15</b>
1 耐震改築事業に対する利子助成(大学～小学校・専修学校・各種学校)	
2 耐震改築事業に対する利子助成(幼稚園・認定こども園)	
3 耐震改修事業に対する利子助成	
4 私立大学附属病院建替え整備事業に対する利子助成	
5 指定避難所施設等の機能強化整備事業に対する利子助成	
6 文部科学省による利子助成制度全般に係る留意点	
7 耐震改築事業の事業査定額 計算例(大学～小学校・専修学校・各種学校)	
8 耐震改築事業の事業査定額 計算例(幼稚園・認定こども園)	
参考:耐震化事業等利子助成のイメージ図	
<b>融資事務の流れ</b>	<b>20</b>
1 お借入れの申し込みからご契約までの事務の流れ	
2 ご契約後から完済までの事務の流れ	
3 お借入れまでに必要な書類と手続き	
4 お借入れ後の主な手続き	
<b>よくあるご質問</b>	<b>25</b>
参考:令和7年度の金利一覧	<b>29</b>

## 個人情報の取り扱いについて

私学事業団融資の利用にあたり、提供いただく個人情報は、融資に係る審査及び融資後の債権管理のためにのみ利用します。

# 融資のポイント

件名	内容	詳細
融資額の算定・審査	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。なお、融資額は審査により決定します。 ①事業査定額…実施事業の規模から算出(事業費の80%以内) ②資産査定額…法人の純資産から算出(前年度決算書を用います) (総資産－総負債)×30% ③担保査定額…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率(80%以内)	13p ～ 14p
担保物件	①土地(校地)及びその土地の上に存在している建物を担保としてご提供いただきます。 ②原則として土地のみを評価対象とします。 ③評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ④抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ⑤事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。	12p
連帯保証人	以下の①～⑤のいずれかに該当する場合、学校法人等の理事長に連帯保証人となっていただきます。 ①財務状況等に問題があると認められる ②財務情報(決算)をホームページ上で公表していない ③経常費補助金の減額または不交付の措置を受けている ④事業団からの借入金を滞納したことがある ⑤公租公課の滞納がある	12p
金利・ご返済	契約時の固定金利です。元金均等返済です。 返済時期は【元金:年1回(据置期間後) 利息:年2回の後払い】です。	11p 29p
契約・資金交付	契約と資金交付は同月に行います。 資金は一括または分割して受け取ることができます。 (申込書をご提出いただいてから審査等の期間として、3か月程度を要します)	20p 23p
理事会にお諮りいただく内容	以下について、事業団借入申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①借入申込額について ②担保物件について ③連帯保証人について(必要な場合)	5p
主な申込必要書類	①資金借入申込書(含償還計画) ②提供担保物件一覧表 ③学校案内 ④前年度決算書・当年度予算書 ⑤建築確認済証(写) ⑥登記事項証明書 ⑦土地公図 ⑧建物図面 ⑨工事請負契約書(写) ⑩理事会議事録(写)(借入申込額、担保物件、連帯保証人(必要な場合)について明記されたもの) ※事業に応じて必要書類が異なります。	22p 23p

## ■ 担当窓口 融資部 融資課

新規の融資に関すること(融資のご相談、借入申込関係書類の確認、契約関係書類の確認等)	
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	融資第一係 TEL 03-3230-7862～7864
三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第二係 TEL 03-3230-7866～7868
ご利用中の融資に関すること(契約内容の確認、担保や連帯保証人に関するご相談、返済のご相談等)	
返済方法の確認、残高証明書の発行、利子助成関係の確認、契約内容の確認、抵当権の設定登記、質権の設定・更新、融資対象事業内容・担保物件・連帯保証人の変更、抵当権の抹消登記等	融資業務係 TEL 03-3230-7871～7874